

令和3年度マルチメディアデイジー教科書を提供するにあたって
(教育委員会用)

マルチメディアデイジー教科書は、「教科書バリアフリー法」、「著作権法第33条の2」および「著作権法第37条第3項」に基づき、通常の印刷物を読むことが困難な人のために作成されたものです。

通常の教科書では読むことが困難な児童・生徒に、提供することが可能なものです。

提出書類について

下記書類を当協会宛に郵送、FAX、E-mail等で提出していただきますようお願いいたします。

1. 『マルチメディアデイジー教科書提供依頼書』
2. 『デイジー教科書の扱いに関する誓約書』
3. 『デイジー教科書利用報告書』(申請後、当協会から送付させていただきます)

導入手順について

提供申請の承認後、当協会より「ログイン名」「パスワード」を発行します。発行後は、教育委員会管理のもと、データの管理等行い、担当管轄域で導入しやすい方法で実施をお願いします。

導入にあたり、セキュリティ問題等ありましたら、当協会まで相談ください。

提供されたデイジー教科書について

- データは無断でコピーしたり、他の人に渡したりしないようにしてください。
- 児童生徒の障害の程度に応じて、在籍学年よりも下の学年の教科用特定図書等を利用することが、当該児童生徒の「学習の用に供する」と各学校において判断された場合は、提供可能です。
- 申請は年度ごといただくことになっております。年度が終了しましたら、デイジー教科書のデータは責任者が責任もって破棄してください。

製作の進め方について

製作に時間がかかりますので、授業の進行に合わせながら製作を進めていきます。時々授業の進行状況をお知らせいただければ助かりますが、定期的に教科書サーバの進捗を確認し、必要に応じてダウンロードするようお願いいたします。また、でき次第提供するようにいたしますが、遅れる場合も予想されます。なにとぞご理解ください。

サーバからのダウンロード提供に関して

サーバ経由でのデジタイズ教科書の提供は、著作権法第37条第3項の規定のもと可能となっております。(一部制約があります)

サーバ経由の提供では、デジタイズ教科書がサーバにアップされ次第、ダウンロードできます。また、実費負担もございませんので、ぜひサーバ経由での提供にご協力いただけますと助かります。ダウンロードに必要なログイン名とパスワードなどの詳細のご連絡はE-mailにてご連絡させていただきます。

尚、ダウンロードしたデジタイズ教科書の扱いについては、以下注意事項を記載いたします。

デジタイズ教科書のデータの取り扱いに関しては、厳重にお願いいたします。
不正なダウンロード、コピー等が発覚した場合は、即、提供を停止させていただきます。

学校での管理について

ダウンロードした教科書データは、申請のあった数の範囲内でCDなどの記録媒体にコピーして使用を可能とします。ただし、コピー後は、PCからデータの削除をお願いします。ダウンロードしたPCでそのままデジタイズ教科書を使用する場合は、不特定多数の者が利用しないPCのみ使用を可能とします。

著作権法第37条第3項の規定のもとサーバ提供が可能となっているため、デジタイズ教科書を複製することができる者は、著作権法施行令で定める者に限られていて、学校図書館がそれにあたります。

このため、基本的には、学校の先生等がデジタイズ教科書をCDなどの記録媒体に複製する場合には、学校図書館の管理下で行うようお願いいたします。

※これらの注意事項に不明点があるかたはお問い合わせください。

デジタル教科書の扱いに関する誓約書

(公財) 日本障害者リハビリテーション協会
会長 炭谷 茂 殿

私共は、(公財) 日本障害者リハビリテーション協会 (以下リハ協) が「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科書バリアフリー法)」、「著作権法第 33 条の 2」および「著作権法第 37 条第 3 項」のもと、読み書きに困難のある児童・生徒のために製作・提供を行っているデジタル教科書の提供を受けるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

(データ管理)

- 1 デジタル教科書のデータ提供・管理については、著作権法 37 条第 3 項のもと文化庁長官に指定を受けた自動公衆送信が可能な施設 (リハ協・学校図書館等) と共同のもと、責任をもって教育委員会が管理します。
- 2 デジタル教科書は障害により読むことに困難のある児童生徒にのみ提供し、その他不特定多数の者がデジタル教科書を使用することを禁止いたします。

(機密の保持)

- 3 付与されたログイン名およびパスワードの管理について一切の責任を持ちます。
- 4 ログイン名及びパスワードが漏洩、もしくは第三者に使用されていることが発覚した場合には、直ちにその旨を連絡し、指示に従います。

(報告の義務)

- 5 年度末に、デジタル教科書を使用した者を、所定のフォーマットに必要な事項を入力の上、報告いたします。

(損害賠償)

- 6 不正なダウンロード、コピー、もしくは、目的外使用等が発覚した場合は、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより被った一切の損害を賠償することとします。

令和 年 月 日

住所

団体名
代表者

印